

## 国内外の木材グリーン調達状況と生産地への波及効果について

中澤 健一・三柴 淳一 (FoE Japan)

グリーン調達は1996年2月にグリーン購入ネットワーク(GPN)が設立されるなど90年代後半から取組みが広がってきた。2001年4月にはグリーン購入法が施行、国の公共調達でのグリーン購入が始まり、大手企業や地方自治体への普及も加速した。当初は、オフィスでの事務用品等において、古紙など再生材が使われている製品を購入する取組みが主体であったが、次第に事業における主要調達物品にまで広がってきた。とりわけ、有害化学物質の使用を厳しく規制したEUのRoHS指令<sup>1</sup>により、電機産業などでは部品メーカーから原材料メーカーまでのサプライチェーン管理が行われるようになった。

木材においては欧米での取組みが先行した。森林保護を訴えるNGOの活動が活発なことから、告発された企業の株価下落のリスクから、投資家からの要求も強まってきたことが要因となってきた。欧州最大のDIYストアの英B&Q社は1991年9月に木材調達方針を策定、現在では取扱製品全てをFSC(森林管理協議会)認証製品にすることを目指している。また英国政府が2000年に他国に先駆けて木材調達方針を策定したことも大きな影響をもたらし、これに応える形で300社以上が加盟する英国木材貿易連盟が行動規範と木材調達方針を策定している。北米では、90年代終わりから2000年代初めにかけて、熱帯林やカナダBC州沿岸原生林の伐採を巡って、伐採企業や需要側企業へのNGOキャンペーンが相次いだ。米ホームデポやロウズなど大手DIYストアが木材調達方針を策定し、カナダでは出版社や印刷会社が原生林からの紙を使用しないとの方針を次々に策定した。こうした反応を受けてBC州では伐採企業と州政府、NGO、先住民、研究者が協定を締結、エコシステムアプローチの導入や保護林の拡大などにつながった。また、欧米の木材調達先であるロシア欧州部や南米では、日中の木材調達先であるシベリア・極東ロシアや東南アジアに比べ、森林認証面積・取得件数とも明らかに大きくなっている。

日本ではPPC用紙を販売する環境経営に熱心な複写機メーカーらが、インドネシアや豪州材PPC用紙に対するNGOの問題提起を受けて先駆的に木材調達方針を策定していった。GPNの紙のガイドラインが改定されたことや、NGO5団体が「森林環境に配慮した紙調達に関する共同提言」を発表したことも、製紙メーカーや紙の利用企業の調達方針策定を促した。また、2006年4月のグリーン購入法における木材製品基準の改定も、木材商社や建材メーカーによるCoC(加工・流通過程)認証取得を促すとともに、ロシアでも極東木材輸出協会が合法証明に取り組みでいくことを表明するなど、生産地への波及効果が見られるようになった。

このように、NGOなど市民社会、投資家、環境経営に先進的な大口需要企業や政府方針がサプライチェーン管理を促すドライバーとなって、生産地の森林経営にまで影響を及ぼすようになっている。グローバル化によってサプライチェーンが長くなる傾向にあり、生産地の環境・社会リスクが見えにくくなっている中、NGOなど市民社会の果たす役割は大きく、今後もよりの確な生産地の情報を収集・分析・提供することが重要である。また、大口需要者や投資家、政府とNGOは互いに連携することで、生産地までのサプライチェーンを改善し、森林経営の向上に積極的に取り組んでいくべきである。(連絡先: 中澤 健一 nakazawa@foejapan.org)

<sup>1</sup> Restriction of the use of the certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment (電気電子機器の特定有害物質使用規制) 2003年2月発効、2006年7月施行。